

独立行政法人国立大学財務・経営センターの年度計画（平成20年度）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づき、平成二十年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。
- 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。
- 3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。
- 4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。

さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

- 2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

（1）施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。

- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

3 寄附金の受入れ及び配分

下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。

- ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページ等により、社会に積極的に広報し、普及させる。
- ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。

- ① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネジメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考にする。
特に、平成19年度から開始した法人化後の基盤的な教育研究経費水準と授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究を継続し、国内における歴史的・研究および実証的研究、海外との比較研究をさらに進める。今年度は関連文献・資料・データの収集を実施する。
- ② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考にする。本年度は、米国、英国、中国を中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。
- ③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成19年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去4年間の時系列比較分析を行う。
- ④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。

- ⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。

5 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。
- ③ 国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。
- ④ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。

6 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

7 大学共同利用施設の管理運営

大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。

① 学術総合センター共用会議室の管理運営

学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。

施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。

ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布

イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実

ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。

エ) 業務の外部委託の促進

② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行

うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。

また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。

8 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

国立大学法人財務・経営情報提供システムの供用を行う。

9 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。

なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

10 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）738億円の償還及び当該債務に係る199億円の利子の支払いを確実に行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 平成20年度に係る予算 別紙1のとおり
- 2 平成20年度に係る収支計画 別紙2のとおり
- 3 平成20年度に係る資金計画 別紙3のとおり
- 4 自己収入の確保

大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努

める。

5 人件費の削減

平成20年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて3%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

101億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画

予定なし。

VI 剰余金の使途

1 調査研究の充実

2 情報提供の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

（1）方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に

応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

(参考1)

平成19年度の常勤職員数 26人

(参考2)

平成19年度の人件費総額見込み 272百万円

(別紙 1)

平成 20 年度 予 算

(一般勘定)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	4 9 6
産学協力事業収入	2 9 4
雑収入	1
計	7 9 1
支 出	
業務経費	5 7 4
センター事業費(退職手当を除く)	2 8 0
うち 人件費(退職手当を除く)	1 7 4
物件費	1 0 6
退職手当	0
産学協力事業費	2 9 4
一般管理費	2 1 7
一般管理費(退職手当を除く)	2 1 7
うち 人件費(退職手当を除く)	9 8
物件費	1 1 9
計	7 9 1

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

収 入	
長期借入金等	6 7, 4 0 0
承継債務負担金等収入	1 0 5, 1 4 9
財産処分収入	7, 8 0 0
財産貸付料収入	6 6 8
財産処分収入納付金	5, 2 8 0
前年度繰越貸付事業財源額	2 7 8
計	1 8 6, 5 7 5
支 出	
施設費貸付事業費	6 8, 7 8 9
施設費交付事業費	9, 2 2 4
承継債務等償還金	1 0 3, 7 7 1
その他の業務費	3 9 9
翌年度貸付事業財源額	1 5
資金への繰入額	4, 3 7 7
計	1 8 6, 5 7 5

(総括表)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	4 9 6
産学協力事業収入	2 9 4
雑収入	1
(施設整備勘定)	
長期借入金等	6 7, 4 0 0
承継債務負担金等収入	1 0 5, 1 4 9
財産処分収入	7, 8 0 0
財産貸付料収入	6 6 8
財産処分収入納付金	5, 2 8 0
前年度繰越貸付事業財源額	2 7 8
計	1 8 7, 3 6 6
支 出	
業務経費	5 7 4
センター事業費(退職手当を除く)	2 8 0
うち 人件費(退職手当を除く)	1 7 4
物件費	1 0 6
退職手当	0
産学協力事業費	2 9 4
一般管理費	2 1 7
一般管理費(退職手当を除く)	2 1 7
うち 人件費(退職手当を除く)	9 8
物件費	1 1 9
(施設整備勘定)	
施設費貸付事業費	6 8, 7 8 9
施設費交付事業費	9, 2 2 4
承継債務等償還金	1 0 3, 7 7 1
その他の業務費	3 9 9
翌年度貸付事業財源額	1 5
資金への繰入額	4, 3 7 7
計	1 8 7, 3 6 6

(別紙 2)

平成 20 年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	8 9 7
センター事業費	2 7 9
産学協力事業費	2 9 6
一般管理費	2 1 8
減価償却費	1 0 4
収益の部	9 1 7
運営費交付金	5 3 7
産学協力事業収益	2 9 4
雑益	1
資産見返運営費交付金戻入	1 3
資産見返物品受贈額戻入	7 2
純利益	2 0
総利益	2 0

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	3 3, 6 1 4
施設費交付事業費	9, 2 2 4
支払利息	2 4, 2 2 1
その他の業務費	1 5 5
財務費用	1 4
収益の部	3 0, 1 8 3
財産貸付料収益	6 6 8
財産処分収入納付金収益	5, 2 8 0
受取利息	2 4, 2 3 5
財務収益	0
純損失	3, 4 3 1
国立大学財務・経営センター法 第 1 5 条積立金取崩額	3, 4 3 1
総利益	0

(総括表)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	34,511
センター事業費	279
産学協力事業費	296
一般管理費	218
減価償却費	104
(施設整備勘定)	
施設費交付事業費	9,224
支払利息	24,221
その他の業務費	155
財務費用	14
収益の部	31,100
運営費交付金	537
産学協力事業収益	294
雑益	1
資産見返運営費交付金戻入	13
資産見返物品受贈額戻入	72
(施設整備勘定)	
財産貸付料収益	668
財産処分収入納付金収益	5,280
受取利息	24,235
財務収益	0
純損失	3,411
国立大学財務・経営センター法	
第15条積立金取崩額	3,431
総利益	20

(別紙 3)

平成 20 年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

資金支出	7 9 6
業務活動による支出	7 9 6
資金収入	7 9 1
業務活動による収入	7 9 1
運営費交付金による収入	4 9 6
産学協力事業による収入	2 9 4
その他の収入	1

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

資金支出	1 8 8, 0 6 9
業務活動による支出	1 0 2, 5 4 6
投資活動による支出	5, 9 0 0
財務活動による支出	7 9, 6 2 3
資金収入	1 8 9, 2 7 4
業務活動による収入	1 1 8, 8 9 7
承継債務負担金等の回収による収入	1 0 5, 1 4 0
財産の売払による収入	7, 8 0 0
財産の貸付による収入	6 6 8
財産処分収入納付金による収入	5, 2 8 0
利息及び配当による収入	9
投資活動による収入	2, 9 9 1
財務活動による収入	6 7, 3 8 6

(総括表)

(単位：百万円)

資金支出	1 8 8, 8 6 5
業務活動による支出	1 0 3, 3 4 2
投資活動による支出	5, 9 0 0
財務活動による支出	7 9, 6 2 3
資金収入	1 9 0, 0 6 5
業務活動による収入	1 1 9, 6 8 8
運営費交付金による収入	4 9 6
産学協力事業による収入	2 9 4
その他の収入	1
承継債務負担金等の回収による収入	1 0 5, 1 4 0
財産の売払による収入	7, 8 0 0
財産の貸付による収入	6 6 8
財産処分収入納付金等による収入	5, 2 8 0
利息及び配当による収入	9
投資活動による収入	2, 9 9 1
財務活動による収入	6 7, 3 8 6